

山形県内法人会会長 新春のご挨拶



新年あけましておめでとうござい
ます。

県内各法人会会員の皆様には、気
持ちも新たに平成三十一年の新春を
お迎えになられたことと心よりお慶
び申しあげます。

この四月末をもって今上天皇がご
退位され長らく続いた平成の世も幕
を閉じることになります。小淵元首
相が官房長官として「平成」の墨書
を示した姿が鮮明に思い出されます
が、皆様それぞれにこの三十年を
様々な思いで振り返られることと存
じます。

さて、十月一日より消費税の増税が
実施されます。そもそも二十五年に実
施される予定が二度にわたって延期
された末のことですが、その理由とさ
れた世界経済の情勢悪化や過去の増
税後の深刻な消費の冷え込みへの懸
念が解消されていない現況での実施
を不安視する声も小さくありません。

さらに、負担のバランスをとると
いう目的で軽減税率が採用されるこ
とも混乱に拍車をかけるのではと予
想されています。

法人会の立場としては、プライマ
リーバランスを重視して一律10%の

税率採用を提言してきましたが、こ
とこに至っては軽減税率やインポ
イス方式への具体的な対応について
様々な場において周知に努めていく
こととなります。

すでに講習会開催などを進めてい
る単位会もあると思いますが実施に
際して円滑に運ぶようさらに積極的
に取り組んでいただきますようお願い
いたします。

ご承知のとおり全法連においては
毎年十一月に、全国の単位会・県連
の意見をまとめ翌年度の税制改革に
関する提言活動を実施しています。
中央においては主務官庁である財務
大臣や国税庁長官へ、また自民党な
どの主要政党や国会議員へ、地方に
おいては都道府県知事や市町村長に
対し直接面会の上説明し理解を求め
ています。

中小法人税率の提言に関しては昨
年度に実質税率が20%を切るなど着
実な成果を得ていますが、今年度は
特例措置の15%が本則化される見通
しとなり、事業承継税制についても
相当程度改善される方向が示されて
います。

日本経済を下支えし、地方創生の
原動力である中小企業の継続発展に
資する税制改正を引き続き要請して
参ります。

今年の干支は己亥（つちのとい）
になります。そもそも十干・十二支

はともに草木の成長ぶりに例えられ
るといふことですが、己は草木が整
然と十分に生い茂っている様を表し、
亥は草木が枯れ落ちて種子の内部に
強い生命力を宿している状態を示し
ていると言われています。

冒頭に述べた今上天皇が皇太子と
してご成婚されたのが六十年前の己
亥の歳、そしてご退位されるのがま
た己亥の歳、干支の意味を考え合わ
せるとまことに感慨深いものがあり
ます。

最後になります。会員企業の益々
のご発展をお祈り申し上げますと
もに、国税ご当局はじめ関係各団
体企業皆様のご指導とお力添えを心
よりお願い申しあげまして新年のご
挨拶とさせていただきます。



平成三十一年の年頭にあたり、謹
んでお慶びを申し上げます。県内の
法人会の皆様方におかれましては、
輝かしい新年を迎えられたことと心
よりお慶び申し上げます。

わが国経済は安部晋三政権の経済
政策「一億総活躍社会の実現」に向
けて、従来の「三本の矢」から「新
三本の矢」として一体的に推進し、

成長と分配の好循環を強固なものとして財政政策に掲げ、穏やかな回復基調が続いているとはいえないものの、地方経済への波及効果はまだ実感できない状況にあります。

税制面では今年の十月から消費税10%引上げられ、消費税率引上げと同時に軽減税率8%も導入されることになりました。このように税をとりまく環境が刻々と変化している中で、法人会は創設の原点に立ち、「税」を基本とした取り組みを強化し会員の皆様に関係のある税制改正のポイント等をいち早くお知らせし、皆様の経営と税務にお役立ていただけるような事業活動を行ってまいります。昨年十一月には全国青年の集い「岐阜大会」においては日頃の租税教育活動について、青年部会が東北五十二単位の代表として発表し奨励賞を頂いてまいりました。

今後とも会社発展のお役に立つための事業活動と、中小企業の活性化を図る税制提言活動や、日本の将来を担う子供たちへの税に対する意識を育む租税教育活動、地域社会の健全な発展に貢献する事業活動を展開して参ります。

本年もなお一層のご理解とご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご繁栄を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



新年あけましておめでとうございます。法人会の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の十月からは消費税が10%に引き上げられ、また働き方改革法案が可決され、新しい労務管理もスタートし始めます。人手不足で人材確保の難しい多くの中小企業にとっては頭を悩ます問題ではないでしょうか。法人会は今後の情勢には敏感に反応し、会員の皆様にはいち早くお知らせするためにも迅速なセミナー開催等に努めなければならぬと考えております。また、活動の中心である『税』に関する事業は着実に実施し、強化していかねばなりません。その中でも租税教育の更なる推進と拡大に注力し、青年部会と女性部会の活動に連携してまいります。最後になりますが、法人会が地域発展の一助になりますよう本年も皆様のご支援とご理解ご協力をお願いし、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新年あけましておめでとうございます。

県内各法人会の会員の皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

近年の日本経済は比較的堅調に推移していますが、世界情勢を見ると数々の波乱要因があり、また国内的には少子高齢化、人口減少に歯止めがかからない状態で、課題が山積んでいます。

そうした中で、本年の十月にはいよいよ消費税の10%への引上げが行われようとしています。同時に食料品等に軽減税率が適用され、さらに景気対策として様々な施策が検討されており、複雑でわかりづらい制度になると懸念されます。法人会として会員間で情報を共有して意見交換を密にし、正しく理解して賢く対応していきたいと考えています。

また、市指定無形文化財の「羽羽人形芝居」の協力を得て税の大切さを楽しく伝える出前租税教室、税に関する説明会や研修会、様々な経営課題をテーマとする経営セミナーなどのほか、地域に開かれた講演会やコンサートなど社会貢献事業にも取

り組んで参ります。最後に、県連及び各単体会員の方々の益々のご繁栄とご健康を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭にあたり謹んでご挨拶申し上げます。

県内各法人会会員の皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

当法人会においては二十九年、三十年度と会員の増強を重点事業に据えて取り組んで参りました。その結果としておおよそ20%の新規会員拡大を達成できました。

今、日本は人口減少社会に転じ、あらゆる面で、従来の仕組みではうまく対応できなくなりつつあります。地方においては更に人口流出、過疎化が進んでおり、危機的な社会状況となっております。そのような時こそ、できるだけ大勢の協力で少しでも衰退を食い止めていくことが大事だと考えます。当法人会でも新規加入会員の声を積極的に取り入れ、法人会の目標達成を目指して行く所存です。最後に、本年も会員皆様方のご支

援とご協力をお願い申し上げますとともに、関係各位の益々のご発展・ご健勝を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



公益社団法人寒河江法人会
会長 角田 裕一

新年あけましておめでとうございます。

県内法人会会員の皆様におかれましては、平成最後の年、輝かしい新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

さて、世界情勢では、米中貿易問題がクローズアップされ、また、消費税による日米の通商問題も浮かび上がってきました。国内に目を向けますと、人手不足による外国人雇用と同時に外国人労働者の労働環境問題、働き方改革等問題が山積している現状です。

そんな中、今年の十月一日からいよいよ消費税10%実施に伴う軽減税率制度の導入が行われます。寒河江法人会では、昨年、寒河江税務署とのコラボで市民に広く啓蒙した経緯があります。しかしながら、実際導入になった際、相当な戸惑いが予想されます。

全法連の税制改正の中でも、混乱

を生じないよう努める必要があると提言しています。

当会でも、会員に対して出来るだけのバックアップをして参ります。

今年も法人会の理念、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献できるように、様々な社会貢献事業を展開していきます。最後になりますが、県連及び県内単体会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念し年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人村山法人会
会長 岡田 誠

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、関係団体各位並びに会員皆様より特段のご支援、ご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、今年十月一日から消費税率が10%に引上げられると同時に軽減税率制度が実施されることとなり、当会ではセミナーを実施し、そのポイントについて解説を行いました。その他に村山税務署主催のセミナーの周知・チラシの配布等、制度の周知・広報に協力を行っております。

今年度もこれまでと同様、税に関

する様々な活動を通して地域社会への貢献活動に取り組んでまいりたいと思います。

公平で健全な税制度の実現に向けての提言活動、租税教室や税に関する絵がきコンクール等の税の普及・啓発活動等、更なる充実に向けて取組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、会員各位の限りないご発展とご健勝を祈念し年頭の挨拶とさせていただきます。



公益社団法人長井法人会
会長 大竹 薫

平成三十一年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃は、長井法人会の諸活動にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年当会は、前身である西置賜法人協会を昭和二十三年に立ち上げてから創立七十周年・公益社団化五周年を迎えることが出来ました。県内の法人会会長の皆様をはじめ、税務関係諸団体と多くの会員の出席を得て、九月十三日に記念講演会・記念式典・祝賀会を開催いたしました。長い歴史を振り返りながら、混沌とする今の時代に法人会としての

使命について熱く語り合えた一日でした。これもひとえに皆様方のご支援ご協力の賜物と衷心より御礼申し上げます。

さらに、創立七十周年を記念し、公益社団法人である長井青年会議所と合同主催で「尾木直樹講演会」を開催しました。当日は九百名を超える市民の皆様に参加いただき、多くの喜びと感謝の言葉が事務局に届きました。

長井法人会は税を中心に据え、様々な事業を展開しておりますが、「継続は力なり」の言葉のとおり、「租税教室」税の絵がきコンクール」等の租税教育推進事業が認められ、国税庁長官から感謝状を賜ることが出来ました。長井税務署のご指導のもと、青年部会女性部会の弛まぬ努力が実を結んだものと、この事業に関わっていただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

昨年は、自然の猛威に震えた一年となりました。今年の干支は「猪」、猪の肉は万病を予防するとされ、勇気と無病息災の意味があるそうです。さらに次のステップに向けてエネルギーとパワーを蓄えて行く年にして参りたいと存じます。

結びに、本年も皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご繁栄・ご健勝を心からご祈念申し上げます。

消費税軽減税率 対策ガイド

ご存知ですか？

補助金を利用して通常の3分の1の価格でPOS・レジが購入できます

※補助金の利用には条件や上限があります

補助金申請受付期間は2019年12月16日まで延長となりました。
(対象機器の導入は2019年9月30日まで延長)



START

お取扱いの商品に、軽減税率の対象となるものはありますか？

Yes

No



わからない

もどる

軽減税率対象品目(8%対象品目)

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号に規定される中小企業者様ですか？

Yes

No



わからない

もどる

資本金・出資総額

従業員数

卸売業	1億円以下	または	100人以下
小売業	5千万円以下	または	50人以下
サービス業	5千万円以下	または	100人以下

補助金が受けられます！



軽減税率とは？

「軽減税率」とは、消費税率が10%に引き上げられることに伴い、食料品などの生活に必要な特定の商品については、税負担を軽減するために税率を8%とする制度を指します。それにより、店舗では複数の税率による会計に対応できるよう準備を進める必要があります。

軽減税率対策補助金について

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

よくあるご質問

Q. どんなお店が補助金を受けられますか？

- A. 下記2つの条件を満たしている場合は、補助金を受ける対象になります。
1. お店で販売する商品に、消費税10%と軽減税率8%の商品が混在している
 2. 小売業の場合：資本金5千万円以下、従業員数50人以下

Q. リース契約で購入した場合も補助金を受けられますか？

- A. リース契約でも軽減税率対策補助金が受けられます。

Q. どのメーカーのレジでも補助金が受けられますか？

- A. 補助金を受けるには、中小企業庁に登録されている製品である必要があります。

Q. レンタルでも補助金対象ですか？

- A. いいえ、レンタルプランは補助金対象外となります。別途購入またはリース契約等が必要です。

税務署 確定申告

1 確定申告書は、ご自宅で作成し、e-Tax（電子申告）や郵送で提出してみませんか！

申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅でいつでも利用可能な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をお勧めします。

また、このコーナーで作成した確定申告書は、①e-Taxで送信できるほか、②印刷（白黒でも可）して郵送等により提出することもできます。

さらに、①e-Taxで送信する方法には、マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用する方法のほか、事前に税務職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードを利用する方法があります。

なお、年末調整済みの給与所得の源泉徴収票が1枚のみで医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除の適用を受ける場合は、スマートフォンでも見やすい「スマホ専用画面」で申告書を作成・送信することもできます。

確定申告書等
作成コーナー

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

検索

タブレット端末
等をご利用の方は
こちらから⇒



2 マイナンバーの記載を忘れずに！

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

また、確定申告書等の提出の際は、申告者ご本人の「マイナンバーカード」又は「マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）と身元確認ができる書類（運転免許証等）」の提示又は写しの添付が必要です（ご自宅等からe-Taxで提出する場合は、不要です。）。

※配偶者及び扶養親族のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です

※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

3 申告書作成会場について

申告書作成会場を山形駅西口「山形テルサ」に開設します。（税務署には申告書作成会場を設置していません。）

所得税及び復興特別所得税（譲渡所得を含む）、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告が必要な方を対象とした申告書作成会場です。

(1) 開設期間

平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)《土、日を除く》

(ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開設します。)

※1 会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置していませんので、会場開設期間中にお越しください。

※2 申告書作成会場に専用駐車場はございませんので公共交通機関等をご利用ください。

(2) 開設時間

午前9時～午後4時

※申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上を要する場合があります。

会場を利用される際には、開設時間内に申告書を作成できるよう、午後3時までのご来場にご協力願います（混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります）。

(3) 申告期限及び納付期限（申告と納税は期限内に！）

所得税及び復興特別所得税、贈与税……3月15日(金)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税……4月1日(月)まで

■ 問い合わせ先 ■ 山形税務署 山形市大手町1-23 TEL 023-622-1611

確定申告等に対する一般的な相談については、電話相談センターでお答えします（音声案内で0番を選択）。電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

山形支店

〒990-0042

山形県山形市七日町3-5-20

富士火災山形ビル3F TEL. 023-622-4322

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

サービス
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Affac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note



ご利用はこちら



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみならずと共々歩んでまいりました。
これからも会員のみならずを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

山形支社/山形県山形市諏訪町1-1-1
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社

山形支店/山形県山形市七日町3-5-20
(富士火災山形ビル3F) TEL 023-622-4322

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成
することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準
備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等から
e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は

e-Taxが24時間利用※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提
示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



発行 一般社団法人山形県法人会連合会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフォート十日町タワー203 TEL 023-632-7852(代) FAX 023-632-5787